

若者向け・移住者向け子育て支援



あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金(住宅取得補助)

○ 市民協働課 あさご暮らし応援室 ☎079-672-1492

住宅取得にかかる費用を補助します。申請は毎年1月中となります。

対象となる方

令和2年1月2日から令和8年3月31日までの間に市内で住宅を取得した者(世帯の所得合計が1,200万円以下)で、次のいずれかに該当する者

- ①申請を行う日の属する年度の1月1日(基準日)において、当該住宅に12箇月以上居住する転入者(住宅に居住した日から起算して市内に転入して3年未満であり、かつ転入前3年以内に市内に居住していない者)
- ②基準日において当該住宅に12箇月以上居住する者で、住宅取得した者若しくはその配偶者のいずれかが40歳未満の者または世帯内に義務教育終了前の子どもを有する者

※補助を受けようとする者または関係世帯員に市税等市の徴収金に滞納がないこと及び暴力団関係者でないこと

補助の対象となる住宅

	補助の対象になるもの	補助の対象にならないもの
専用住宅	床面積50平方メートル以上のものであって、かつ右欄のいずれにも該当しないもの	・市内に自己所有の住宅を有している者が、取得した住宅 ・アパート、賃貸住宅等の営業を目的として取得した住宅 ・個人以外の法人等が取得した住宅
併用住宅	住宅部分の面積割合が2分の1以上のもので、かつ住宅部分の床面積が50平方メートル以上のもので、さらに右欄のいずれにも該当しないもの	・補助対象者の持分が2分の1未満の住宅 ・補助対象者の3親等内の親族から取得した住宅(令和5年4月1日以降に取得した方の場合)

若者向け・移住者向け子育て支援



子どもと遊ぼう

バスタオルを2回ほど結び、タオルのボールを作ります。お座りしている子どもの胸あたりに投げて、キャッチさせます。子どもにタオルボールを**抱っこ**させ、「つかむ」感覚を覚えさせましょう。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

補助基準

	補助要件	補助率	補助金額
基本補助	200万円以上(土地代、消費税及び地方消費税を含む。)の住宅取得額(以下「住宅取得額」という。)	住宅取得額の100分の5 (限度50万円)	補助金の額は、基本補助金額に加算補助金額を加算(基本補助の対象とならない住宅は、加算補助の対象とならない。)するものとし、左欄に定める補助要件、補助率ごとに算出した金額の合計額を交付する。
加算補助	①転入者加算 転入者が住宅を取得した場合	住宅取得額の100分の2 (限度20万円)	
	②同居・隣居・近居加算 住宅の取得に伴い、新たに親世帯、子世帯が同居または、隣居または近居をした場合	住宅取得額の100分の1 (限度10万円)	
	③市内業者による新築加算 住宅の取得が市内業者の請負による新築をした場合	住宅取得額の100分の2 (限度20万円)	

※申請方法や申請受付期間、申請書類については、担当課にお問い合わせください。

※令和5年3月31日までの間に住宅を取得された方は以下の旧補助基準が適用となります。

基本補助	住宅取得額の100分の4(限度40万円)
転入者加算	住宅取得額の100分の2(限度20万円)
同居・隣居・近居加算	住宅取得額の100分の2(限度20万円)
市内業者による新築加算	住宅取得額の100分の1(限度10万円)

あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金(家賃補助)

市民協働課 あさご暮らし応援室 ☎079-672-1492

市内にある賃貸住宅を借りた場合の家賃を補助します。申請は毎年1月中となります。

対象となる方

令和3年1月2日から令和8年3月31日までの間に市内にある賃貸住宅を借りた者(世帯の所得合計が500万円以下)で、次のいずれかに該当する者

- ①申請を行う日の属する年度の1月1日(基準日)において、当該賃貸住宅に12箇月以上居住する転入者
- ②居住の日において婚姻の届出の日から起算して2年以内の夫婦の世帯(新婚世帯)で、当該住宅に12箇月以上居住する者

※補助を受けようとする者または関係世帯員に市税等市の徴収金に滞納がないこと及び暴力団関係者でないこと

補助の対象となる家賃

補助の対象になるもの	補助の対象にならないもの
家賃(共益費、駐車料を除く)が、月額50,000円以上のものであって右欄に該当しないもの	・個人以外の法人等が入居契約している家賃 ・学生等単身者が入居している住宅にかかる家賃 ・補助対象者の3親等内の親族が所有する住居にかかる家賃

補助基準

家賃月額	補助金額(年額)
50,000円以上60,000円未満	1ヶ月分の家賃額(2年間)
60,000円以上	60,000円(2年間)

※申請方法や申請受付期間、申請書類については、担当課にお問い合わせください。
 ※令和3年1月2日から令和5年3月31日までの間に賃貸住宅を借りられた方は以下の旧補助基準が適用となります。

家賃月額	補助金額(年額)
50,000円以上60,000円未満	30,000円(2年間)
60,000円以上	60,000円(2年間)

空家活用促進事業補助金

📍 市民協働課 あさご暮らし応援室 ☎079-672-1492

市内の空家を利用するために行われる改修費用の一部を補助します。

対象となる方

- ① 建築後10年以上の空き家を購入等により取得した転入者または婚姻の届出の日から2年以内の夫婦の世帯
- ② 建築後10年以上の空家を購入等により取得した40歳未満の方もしくはその配偶者が40歳未満の方、または世帯内に義務教育終了前の子どもを有する方
- ③ 上記①、②に空家を賃貸する所有者

補助対象事業

事業	事業の内容	摘要
改修事業	台所改修	改修に伴う備品購入費を除く。
	トイレ改修	
	風呂改修	
	下水道接続	接続に伴う附属建物等の除去及び整地工事並びに浄化槽設備工事を含む。
	上記のほか補助が適当と認められる内容改修	畳替、ふすま及び障子の張替え、ガラスの入れ替え等の簡易な改修を除く。

補助額

対象経費の2分の1の額(上限70万円)

次のいずれかを利用した場合は補助対象経費の10分の1の額を加算(上限10万円)

- ① 市内に事業所を有する法人であって、市の法人市民税が課されている法人
- ② 市内に事業所を有する個人であって、市に住民登録をされている者
 転入者が補助対象事業を実施する場合は補助対象経費の10分の2の額を加算(上限20万円)

申請について

補助対象事業(工事)の着手前に申請が必要です。

※申請方法や申請書類については、担当課にお問い合わせください。

各種手当・助成・支援制度



制度名	助成内容・対象者等	問い合わせ先	備考
一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療に要した費用の自己負担額の一部を助成します。	健幸づくり推進課 079-672-5269	詳しくはP17
特定不妊治療費負担軽減助成金交付事業	特定不妊治療に要した費用の自己負担額の1/2を助成します。治療内容や治療開始時の妻の年齢により助成額や助成回数が異なります。	健幸づくり推進課 079-672-5269	詳しくはP17
不育症治療費助成事業	不育症の治療等に要した検査または治療に要した費用(保険診療適用外)に対し、1年度に15万を上限に助成します。	健幸づくり推進課 079-672-5269	詳しくはP17
出産・子育て応援給付金	子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給します。	健幸づくり推進課 079-672-5269	詳しくはP15
妊婦健康診査等費用助成	妊娠判定料・妊婦健康診査にかかる費用について全額助成します。(保険診療適用分は除く)	健幸づくり推進課 079-672-5269	詳しくはP19
妊産婦移動サポート助成	妊婦健診、出産時の入退院、産婦健診の受診に要する交通費の一部を助成します。	健幸づくり推進課 079-672-5269	詳しくはP20
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した時、出産児1人につき、48万8千円または50万円支給されます。 ※社会保険等の被保険者・被扶養者の場合は、ご加入の保険者へお問い合わせください。	市民課 079-672-6120	詳しくはP23
新生児聴覚検査費助成	新生児聴覚検査にかかる費用について、初回検査に対して5,000円を上限に助成します。(保険診療適用分は除く)	健幸づくり推進課 079-672-5269	詳しくはP25
産婦健康診査費助成	産後に受ける産婦健康診査に対して、5,000円を上限に助成します。(保険診療適用分は除く)	健幸づくり推進課 079-672-5269	詳しくはP27
児童手当	中学校修了までのお子さんを養育している方に対して、手当を支給します。	市民課 079-672-6120	詳しくはP25

制度名	助成内容・対象者等	問い合わせ先	備考
出生祝事業	出生児1人につき、3万円と出生祝い品を支給します。	市民課 079-672-6120	詳しくはP24
福祉医療	乳幼児等・こども医療費助成	市民課 079-672-6120	詳しくはP24
	未熟児養育医療		詳しくはP24
	重度障害者医療費助成		詳しくはP41
	母子家庭等医療費助成		詳しくはP39
児童扶養手当	ひとり親家庭や父母のいない児童を養育している人などに手当を支給します。	社会福祉課 079-672-6123	詳しくはP38
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子父子家庭及び寡婦家庭に各種の資金を貸し付けます。	社会福祉課 079-672-6123	詳しくはP38
ひとり親家庭住宅支援資金貸付	自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む児童扶養手当受給者に月上限4万円×12ヶ月を貸し付けます。1年間の就労継続で返還が免除されます。	社会福祉課 079-672-6123	詳しくはP38
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母に、就業に必要な教育を受ける費用の一部を支給します。	社会福祉課 079-672-6123	詳しくはP39
特別児童扶養手当	障害のある児童を監護している父または母等に手当を支給します。	社会福祉課 079-672-6123	詳しくはP40
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害児で、日常生活に介護を必要とする方に手当を支給します。	社会福祉課 079-672-6123	詳しくはP40
自立支援医療(育成医療)	18歳未満で身体に障害のある方で、障害を軽減して生活能力を回復・改善するために必要な医療(手術)に対して、医療費を助成します。	社会福祉課 079-672-6123	詳しくはP41
指定難病・小児慢性特定疾患医療費助成	指定難病や小児慢性特定疾患にかかり、一定の基準を満たしている場合、医療費の一部を助成します。	兵庫県朝来健康福祉事務所 079-672-6867	詳しくはP41
障害福祉サービス	障害のある方が自立した生活が送れるよう、さまざまなサービスを利用することができます。	社会福祉課 079-672-6123	詳しくはP41